

明日香村立明日香幼稚園園則

第一条 この園則は、明日香村立明日香幼稚園（以下「本園」という。）管理運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 本園の修業年限は一、二、三年とする。

第三条 本園への入園資格者は、満三歳より小学校に就学する迄の幼児とする。

第四条 入園日は、四月一日とする。但し、入園日にかかわらず事情によっては、臨時に入園を許可することがある。

第五条 学期は、次の三学期にわたける。

第一学期 四月一日から八月三十一日まで

第二学期 九月一日から十二月三十一日まで

第三学期 一月一日から三月三十一日まで

第六条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する休日

三 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで

四 冬季休業日 十二月二十四日から一月六日まで

五 春季休業日 三月二十五日から四月五日まで

六 創立記念日 五月三十一日

七 前各号に掲げるもののほか、村教育長の承認を受けた日

第七条 園長は、教育上必要があるときは、教育長の承認を受け、休業日に授業をし、又は授業日に休業することができる。

第八条 園長は、非常事変その他緊迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第九条 本園の教育課程は、文部科学省告示の教育要領による。

第十条 園長は、園児が所定の課程を修了したときは、修了証書を授与する。

第十一条 幼児を入園させようとする保護者は、入園願書を教育委員会に提出しなければならない。

第十二条 園児又は保護者が転居したときは、保護者はその旨を直ちに園長に届け出なければならない。

第十三条 園児を退園させようとするときは、保護者はその旨を園長に届け出て許可を受けなければならない。

第十四条 園児を欠席、遅刻又は早退させようとするときは、保護者は事前に届け出なければならない。

2 園児を疾病等により、七日以上の期間にわたって欠席させようとするときは、前項の届け出に医師の診断書を添えなければならない。

第十五条 保護者は、園児を幼稚園又は、もよりの通園バス乗降場所まで責任をもって送迎しなければならない。

第十六条 保育料及び入園料の額及び納付方法については、明日香村立幼稚園保育料及び入園料徴収条例による。

第十七条 給食費、保育材料費等の額及び徴収については、別に定める。

第十八条 園児は、別に定める制服等を着用しなければならない。

第十九条 この園則に定めるもののほか、必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

この園則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則

この園則は、公布の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。